七‖八　［略］
八‖九　［略］
［５～９　略］
（工事設計認証の審査等）
第三十三条　承認証明機関は、その承認に係る工事設計認証を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第三号に定めるところにより審査を行わなければならない。
［２・３　略］
４　承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。
［一～五　略］
六‖設備規則第一章第六節に定める周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合には、その旨
七‖八　［略］
八‖九　［略］
［５～９　略］
別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）
第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書
［様式略］
［注１～８　略］
９　４の欄は、無線設備のうち、２の欄から３の欄までに記載しない装置等を記載すること。
（記載例）

種類及び型式又は名称	方式・規格等
［略］	［略］
混信防止機能	設備規則第９条の４に規定する機能
周波数等を維持する機能	設備規則第１章第６節に規定する機能

［10　略］
11　６の欄は、次によること。
［(1)～(3)　略］
(4)‖設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を有する無線設備については、当該機能を実現するための構造及び同条に規定する外部参照信号の周波数精度を記した図面を添付し、設備規則第９条の６に規定する自動出力補正機能を有する無線設備については、当該機能を実現するための構造及び当該機能が保証する空中線電力の偏差の範囲を記した図面を添付すること。
(5)～(8)‖［略］
［12　略］

六‖［同上］
七‖［同上］
［５～９　同上］
（工事設計認証の審査等）
第三十三条　［同上］
［２・３　同上］
４　［同上］
［一～五　同上］
［新設］
六‖［同上］
七‖［同上］
［５～９　同上］
別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）
第一　［同左］
［様式同左］
［注１～８　同左］
９　４の欄は、無線設備のうち、２の欄から３の欄までに記載しない装置等を記載すること。
（記載例）

種類及び型式又は名称	方式・規格等
［同左］	［同左］
混信防止機能	設備規則第９条の４に規定する機能

［10　同左］
11　［同左］
［(1)～(3)　同左］
［新設］
(4)～(7)‖［同左］
［12　同左］